

柏市障害福祉職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付要綱

制定 令和 3 年 6 月 1 日

施行 令和 3 年 6 月 1 日

（目的等）

- 第 1 条 この要綱は，登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者として登録されている柏市内の障害福祉サービス事業所（以下，「事業所」という。）に対し，喀痰吸引等研修受講料等の一部について，予算の範囲内で柏市が助成金を交付することにより，喀痰吸引等を行える障害福祉職員の増加を促し，喀痰吸引等行為を必要とする利用者の受入体制を整えることを目的とする。
- 2 助成金の交付に関しては，柏市補助金等交付規則（昭和 6 0 年柏市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（定義）

- 第 2 条 この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ各号に定めるところによる。
- (1) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年 5 月 2 6 日法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する行為をいう。
 - (2) 喀痰吸引等研修 法附則第 4 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修のうち，社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 6 2 年厚生省令第 4 9 号）附則第 4 条の表に規定する第一号研修，第二号研修及び第三号研修をいう。
 - (3) 登録喀痰吸引等事業者 法第 4 8 条の 3 に規定する登録を受けている者をいう。
 - (4) 登録特定行為事業者 法附則第 2 0 条第 1 項に規定する登録を受けている者をいう。
 - (5) 受講料等 喀痰吸引等研修の受講料，テキスト教材代及び保険料をいう。

（対象者）

- 第 3 条 助成金の交付を受けることができる者は，次の各号に掲げ

る要件を備えている柏市指定障害福祉サービス事業所，柏市指定障害者支援施設，柏市指定障害児通所支援事業所とする。

(1) 以下の要件を満たした従業員を雇用していること

ア 申請日の属する年度又はその前年度において，喀痰吸引等研修を修了していること

イ 申請日において受講料等の支払いを完了していること。

ウ 申請日に現在属する事業所に常勤，非常勤を問わず3か月以上継続して就労していること。

エ 他の公的な制度により，受講料等に対する費用の助成等を受けていないこと。

(2) 前号の従業員が受講した際の受講料等の2分の1以上の額を負担していること

(3) 市税に滞納がないこと

(対象経費)

第4条 助成金交付の対象経費は，前条第1号の従業員に係る都道府県の登録を受けた登録研修機関に支出された受講料等として法人が負担した費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は，第3条第1号の従業員1名につき対象経費の2分の1の額とする。この場合において，当該2分の1の額に1,000円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。

2 助成金の限度額は，第3条第1号の従業員1名につき70,000円を限度とする。

(申請及び申請書添付書類)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は，規則第2条第1項の規定により，柏市障害福祉職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して，市長に提出するものとする。

(1) 市税に滞納がないことを証明する書類

(2) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る研修修了証書の写し

(3) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る対象経費が明ら

かとなる領収書

(4) 登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者であることを証明する書類

(5) 事業所からの助成金額が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第266号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額をいう。以下、「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき申請を行うこと。

3 市長は、本条第1項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

（標準処理期間）

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

（交付の条件）

第8条 規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項は、受講料等について他の公的な制度から助成等を受けないこととする。

（交付の決定）

第9条 規則第3条第1項に規定する交付金の交付の可否については、予算の範囲内において決定し、規則第5条の規定により、交付をする旨の決定をしたときは柏市障害福祉職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付決定通知書兼額確定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、交付をしない旨の決定をしたときは

柏市障害福祉職員喀痰吸引等研修受講料等助成金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項のうち交付を決定した場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる

3 市長は、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、申請書及び第7条第1項に掲げる申請書添付書類の提出をもって代えることとする。

（額の確定）

第11条 規則第13条に規定する補助金等の額の確定に係る通知は、交付決定通知書をもって代えることとする。

（交付請求）

第12条 助成金の交付の請求をしようとするものは、交付決定通知書を受けてから30日以内に、柏市障害福祉職員喀痰吸引等研修受講料等助成金交付請求書に交付決定通知書の写しを添付して市長に提出するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。